

# 岡富デイサービス運営規程 (通所介護)

## (事業の目的)

第 1 条 一般財団法人延岡市高齢者福祉協会が開設する岡富デイサービス(以下「事業所」と言う。)が行う指定通所介護事業(以下「事業」と言う。)の適正な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所で指定通所介護(以下「介護サービス」という。)の提供に当たる者(以下「従事者」という。)が、要介護状態にある高齢者等に対し、適正な介護サービスを提供することを目的とする。

## (運営の方針)

- 第 2 条 事業の実施に当たっては、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行なうことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るものとする。
- 2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った介護サービスの提供に努めるものとする。
  - 3 事業所は、延岡市、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
  - 4 事業所は、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」に定める内容を遵守し、事業を実施する。

## (事業所の名称等)

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 岡富デイサービス
- (2) 所在地 延岡市中川原町2丁目4591番地2

## (職員の職種、員数及び職務の内容)

第 4 条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとし、延岡市介護予防・日常生活支援総合事業(通所型サービス)を兼任する。

- (1) 管理者 1名  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 従業者
  - ①生活相談員 1名以上
  - ②看護職員 1名以上
  - ③介護職員 4名以上(うち、介護福祉士を5割以上配置)
  - ④機能訓練指導員 1名以上従業者は、介護サービスの提供に当たる。
- (3) 調理職員 1名以上

(営業日及び営業時間)

第 5 条 営業日は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日とする。但し 12 月 29 日～1 月 3 日は除く
- (2) 受付時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分
- (3) サービス提供時間 午前 9 時 00 分から午後 4 時 15 分

(定員)

第 6 条 事業所の定員は、通所型サービスの人員を含め 33 名とする。

(介護サービスの内容及び利用料等)

第 7 条 介護サービスの内容は次のとおりとし、介護サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該介護サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証等による自己負担割合に応じた額とする。

- (1) 入浴
- (2) 食事の提供
- (3) 健康チェック
- (4) 日常動作訓練・レクリエーション
- (5) 相談援助
- (6) 送迎

2 第 8 条の通常の事業の実施地域を越えて行う、介護サービスの送迎に要する交通費はその実費を徴収する。

3 食費は、昼食及びおやつ代として、1 回 600 円を徴収する。

4 おむつ・尿取りパット代は、実費を徴収する。

5 その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

6 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第 8 条 通常の事業の実施地域は次のとおりとする。

- (1) 延岡市(但し、北方町・北浦町・島浦町・北川町を除く)

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 9 条 利用者は、介護サービスの提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。
- (2) 管理者及び従業員による安全管理上の指示には必ず従うこと。
- (3) 介護支援専門員とよく相談し、介護サービスの利用目的を明確にした上で利用すること。
- (4) 施設内の設備及び備品等の利用に際しては、管理者及び従業員の指示に従い十分に注意すること。
- (5) 常備薬、保険給付の対象となっているサービス以外の介護用品等、管理者及び従業員が必要と認められた物は、持参するようにすること。
- (6) 家族等、緊急時等の連絡先を必ず申し出ること。
- (7) サービス利用開始時及び要介護認定更新時には、必ず介護保険被保険者証の提示を行うこと。

(8) 第11条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

(緊急時における対応方法)

第 10 条 介護サービスを実施中に利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに家族及び主治医に連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告する。家族及び主治医との連絡が困難な場合は、緊急搬送等の措置を講ずるものとする。

2 利用者に対する介護サービスの提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

3 利用者に対する介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第 11 条 管理者及び従業者は、常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。

2 防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害時の関係機関への通報体制を整備し、それらを従業者へ周知するとともに定期的に避難及び救出、その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情処理)

第 12 条 管理者は、提供した介護サービスに関する利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及びその家族に説明するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 13 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待を防止するための従事者に対する研修の実施

(2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

(3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第 14 条 事業所は、従事者の資質向上を図るため、研究、研修の機会を設け適切なサービスが行えるよう、業務体制を整備する。

2 従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏洩しない。

3 従事者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏洩させないため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を漏洩しない旨に従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、一般財団法人延岡市高齢者福祉協会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

## 附 則

この規程は平成12年 4月 1日から施行する。

この規程は平成15年 4月 1日から施行する。

この規程は平成17年10月 1日から施行する。

この規程は平成18年 4月 1日から施行する。

この規程は平成20年 4月 1日から施行する。

この規程は平成21年 4月 1日から施行する。

この規程は平成22年 2月 1日から施行する。

この規程は平成25年 4月 1日から施行する。

この規程は平成27年 4月 1日から施行する。

この規程は平成30年 4月 1日から施行する。

この規程は令和 2年 4月 1日から施行する。

この規程は令和 5年 4月 1日から施行する。

この規程は令和 5年 10月 1日から施行する。

この規程は令和 7年 4月 1日から施行する。